

千曲市告示第137号

千曲市宅地開発等指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年11月20日

千曲市長 小 川 修 一

千曲市宅地開発等指導要綱の一部を改正する告示

千曲市宅地開発等指導要綱(平成15年千曲市告示第136号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第3条」を「次条」に改める。

様式第1号中

「

用 途 地 域	
その他指定地域	

」を

「

用 途 地 域			
居住誘導区域	内 ・ 外	都市機能誘導区域	内 ・ 外
埋蔵文化財包蔵地	内 ・ 外		
その他指定地域			

」に改める。

様式第2号中

「

用 途 地 域	
その他指定地域	

」を

「

用 途 地 域			
居住誘導区域	内 ・ 外	都市機能誘導区域	内 ・ 外
埋蔵文化財包蔵地	内 ・ 外		
その他指定地域			

」に、

「

地域地区	区 域 区 分	用 途 地 域	その他の地域地区
	☐ 都市計画地域		
	☐ その他の地域		

」を

「

地域地区	区 域 区 分	用 途 地 域	その他の地域地区
	☐ 都市計画地域		
	☐ その他の地域		
	居住誘導区域	都市機能誘導区域	埋蔵文化財包蔵地
	☐ 内 ・ ☐ 外	☐ 内 ・ ☐ 外	☐ 内 ・ ☐ 外

」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年11月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の千曲市宅地開発等指導要綱の規定は、施行の日以後の申請に係るものから適用し、施行の日前までの申請に係るものについては、なお従前の例による。